高知市新庁舎建設工事　特記仕様書

Ⅰ 工　事　概　要　　工事概要については工事概要書による。

1．工事場所　　高知県高知市本町5丁目28番1、28番2、28番3、28番4、15番

2．工事種目　　本庁舎新築工事　SRC造･RC造･S造　地下1階地上6階建て庁舎
延べ面積　32,457.86　㎡
外構工事　本体外構　1式
北駐車場1､2　1式
受水槽置場　1式
守衛所　1式
解体工事　既設本庁地下　1式
図書館　1式

3．別契約関連工事　⊙電気設備工事 ⊙機械設備工事 ⊙ガス設備工事 ⊙昇降機設備工事 ・植栽工事
・合併処理装置設置工事 ・外構工事 ⊙情報設備工事

4．概成工期　　完成期限の（　45　）日前　（　平成　　年　　月　　日）

Ⅱ 建　築　工　事　仕　様

1．特記仕様
1)　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2)　特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
3)　特記事項に記載の（　　）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目，当該図又は当該表を示す。
4)　章・節・項のタイトル部分に示される注記の意味は、次による。なお、［　　］はその章・節又は項の全体に対する注記を示し、［　　］は、それを付された項目(号)のみに対する注記を示す。次に例示する。なお、[付加M]等のように、M又はPの文字を付された注記も、その意味はMやPを付されていない注記と変わらない。
1)　置換 ：共仕・標仕の当該章・節・項の規定全体を特仕の当該規定と置換する。
2)　［(b)(2)置換］：共仕・標仕の(b)(2)号の規定を、特仕の当該規定と置換する。
3)　付加 ：共仕・標仕に特仕の当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。
4)　［付加］：共仕・標仕に特仕の当該規定を号単位で追加する。
ただし標仕の当該号が明らかな場合は[(c)付加]のように表示することもある。
5)　追補 ：共仕・標仕にない当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。

2．適用基準等
図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。

※ 公共建築工事標準仕様書　（平成25年版[平成26年３月改定]）
・公共建築改修工事標準仕様書（平成25年版[平成26年３月改定]）
⊙ 建築工事標準詳細図　（平成22年版）
⊙ 敷地調査共通仕様書　（平成23年版）
⊙ 建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）

項　目	特　記　事　項
一般共通事項	
① 工事実績情報の登録（請負金額500万円以上）（受注，変更，竣工時）	登録の手続きについては，(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズ･テクリス登録等に関する規約」による。 (1.1.4)
② 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。また，工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。 (1.2.4)
③ 工事写真	工事写真はＬ版程度とし，工事の内容，日付等必要事項を記入し１部提出する。(A4版台紙) 撮影方法は，国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。
④ 下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。
⑤ 電気保安技術者	適用する (1.3.3)
⑥ 施工条件	施工時間 ⊙1.3.5（a）(1)による（土曜日は施工可能とする。 (1.3.5) （ただし，祝日を除く）） ・ その他の施工条件　⊙図書館1FL床撤去後、3ヶ月の別契約による埋蔵文化財調査を実施するため、工程計画にこの期間を考慮するほか、当該関係者とともに工事全体の円滑な施工に努めること。 ⊙工事期間中、駐輪場(既設部分及び、仮使用する新設部分)170台以上を、常時来庁者及び職員が利用できるよう工程計画を行う。また、東西それぞれの道路から第二庁舎へ通行できるよう通路を確保すること。
⑦ 交通誘導警備員	配置人員等 ・平成　年　月　日から平成　年　月　日までの間は　名常駐する。（計　名） ⊙作業日は 3名常駐する。その他監督職員と協議し，適宜配置する。(計 4,330名) ・ 配置人員の資格 ・１名以上／１班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（１級又は２級）を配置する工事。 ※交通誘導に関し，１名以上／１班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資　格　要　件
１，２級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して，公安委員会が学科及び実施試験を行い，専門的な知識・技能を有すると認めたもの
交通誘導に関し，専門的な知識及び技能を有する警備員等	警備業法における指定講習を受講したもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法第２条第１項 第２号の警備業務）を現に受けているもので，交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が１年以上であるもの

項　目	特　記　事　項
	なお，事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。また，警備員に変更が生じた場合は，速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。
⑧ 統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第２項に基づき指名をする。 (1.3.7)
⑨ 発生材の処理	産業廃棄物の運搬，処分等については，(1.3.8)により適切に処分するものとし，事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は，本工事についての書面による委託契約を行い，処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は，その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し，監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替･保管についても同様とする)産業廃棄物の収集・運搬に当たっては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物処理法という）施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。また，産業廃棄物を搬出する車両について，処分場ごとに１台のみ写真撮影（現場搬出時及び処分場到着時）し，随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し，工期内に最終処分（埋立処分，海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。 また，産業廃棄物管理票（以下マニフェストという）により適正に処理されていることを確認するとともに，監督職員にそのＥ票の写しを提出しなければならない。 ただし，廃棄物処理法を遵守した上で，工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で，監督職員が認める場合においては，工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合，マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに，監督職員にそのＢ２票の写しを提出しなければならない。また，最終処分終了後速やかにＥ票の写しを提出しなければならない。 なお，廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引き渡しを要するもの （・　　） (1.3.8) ・現場再利用を図るもの （・　　） ⊙再生資源化を図るもの （※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材　　※アスファルトコンクリート　） ・特別管理産業廃棄物の処理方法 （・　　）
⑩ 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出（請負金額100万円以上）	再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出は以下による。 a)建設資材の利用量の大小や有無に関らず，再生資源利用計画書及び実施書を「建設リサイクルデータ統合システム」により作成する。作成したデータは，「建設リサイクルガイドライン」の「様式１」により，紙に出力したものを完成資料として提出すること。 b)建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず，再生資源利用促進計画書及び実施書を「建設リサイクルデータ統合システム」により作成する。作成したデータは「建設リサイクルガイドライン」の「様式２」により，紙に出力したものを完成資料の一つとして提出すること。 c)これらの提出時には，作成したデータを電子媒体に保存したものと合わせて提出することとし，建設リサイクル法１８条に基づく書類の提出が必要な場合は，再生資源利用（促進）実施書の提出をもって，それに代わるものとする。 d)受注者は作成したデータを含め，再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後１年間保存すること。 e)以上のことが行い難い場合は，監督職員にその旨を書面で報告し，監督職員の指示に従うこと。
⑪ 工事の保険	工事請負契約後，速やかに工事目的物，工事材料等に生じる損害，第三者に及ぼした保険を締結する損害を補償する損害を補償すること。保険期間は，工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。 保険金額は、請負代金額以上とする。
⑫ 契約保証	※金銭的保証方式
⑬ 前払金支出割合区分補正	・有　　⊙ 無
⑭ 証明書の提出（グリーン購入法）	「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき，重点調達品目については，積極的に利用すること。なお，重点調達品目の中で木材・木材製品等においては，その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用すること。 木材・木材製品等については，県産木材納入証明書，県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 (1.4.2)
⑮ 技能士及び技能資格者	※適用する　（○：一級，●：二級） (1.5.2)(1.5.3)

工　事　種　別	技　能　検　定　等　の　職　種
⊙仮設工事	※●とび（又は足場組立作業主任者）
⊙鉄筋工事	※○鉄筋施工（鉄筋組立作業）
⊙コンクリート工事	⊙○コンクリート圧送施工　⊙○型枠施工
⊙鉄骨工事	※●とび
⊙ブロック･ALCパネル工事	・○ブロック建築　⊙（単一）ALCパネル施工
⊙防水工事	⊙○アスファルト防水工事　・○合成ゴム系シート防水工事 ⊙○ウレタンゴム系塗膜防水工事 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事　⊙○シーリング防水工事 ・○ＦＲＰ防水工事　・○塩化ビニル系シート防水工事
⊙石工事	※○石材施工
・タイル工事	※○タイル張り
⊙木工事	※○建築大工
⊙屋根及びとい工事	・○かわらぶき ●スレート施工　⊙ ○建築板金
⊙金属工事	⊙○鋼製下地工事　・（単一）金属製バルコニー工事
⊙左官工事	※○左官
⊙建具工事	⊙○サッシ施工　⊙ガラス用フィルム施工（建築フィルム施工） ⊙○木製建具製作　⊙○ガラス施工
⊙カーテンウォール工事	※○カーテンウォール施工
⊙塗装工事	※○塗装（建築塗装作業）
⊙内装工事	⊙○プラスチック系床仕上げ工事 ⊙●カーペット系床仕上げ工事 ⊙○ボード仕上げ工事　⊙○表装（壁装作業）・○畳製作
⊙植栽工事	※○造園
⊙その他	・（単一）樹脂接着剤注入施工（エポキシ樹脂注入工事） ⊙○家具製作（家具手加工作業） ・

適用する技能士について，当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類（運転免許証等）の写しを提出すること。

項　目	特　記　事　項
⑯ 揮発性有機化合物の室内濃度の測定	揮発性有機化合物の室内濃度を測定し，厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し，報告書を監督職員に提出する。 (1.5.9) ただし，完成検査前に報告書の提出が困難な場合は，事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合，後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。測定する業者の選定にあたっては，あらかじめ監督職員に報告し，測定する室については監督職員と協議する。 測定法 ※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定項目 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ※パラジクロロベンゼン 測定箇所 （ 15）箇所　　監督職員と協議による。 なお，測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は，原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし，次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果，揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が，本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が，使用開始後（備品の搬入等を含む）に行われた場合。 本工事の引き渡し後，あるいは，使用開始後に室内の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の濃度測定が行われ，測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については，受注者は，工事引き渡し後であっても，その原因究明に当たって協力しなければならない。また，本工事の施工が原因となって，揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は，受注者の負担により，その対策を講じなければならない。
⑰ 直接仮設の養生	内部養生に合板または構造用パネルを使用する場合，その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆，またはそれと同等と認められる製品を使用すること。
⑱ 建築材料等	本工事に使用する材料等のうち，特定のものが特記された場合は，設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。（記載順序は不同）また，「評価名簿による」と特記されたものについては，「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの，又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし，同等とする場合は，監督職員の承諾を受ける。 県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は，機能，品質，価格等が同等であれば，県内産資材を優先して使用するものとする。なお，県外産資材を使用する場合は，使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し，監督職員の確認を受けること。 注１：県内産資材とは，高知県内で産出した原材料を用いて，高知県内で製造，加工した資材，又は高知県外で産出した原材料を用いて，高知県内で製造，加工された資材をいう。ただし，①木材は，高知県内の森林から生産されたもの，②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は，高知県内で産出されたものとする。 注２：県外産資材とは，県内産資材以外の資材をいう。
⑲ 特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は，監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。
⑳ 風圧力	本工事に使用する材料及び工法は，建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし，速度圧を求める場合の風速(Vo)地表面粗度区分は，次の数値とする。 風速(Vo)：　※○ 38 m/sec　・地㊀面粗度区分：　※Ⅲ ⊙工事概要書に基づきVoの割増しを行う
㉑ 仕上面の出隅処理	内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は，図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部（家具を含む）　６mm程度 コンクリート，モルタル部　20mm程度 鉄部，金属部　３mm程度 建具類等，上記により難い場合は，監督職員と協議する。
㉒ 事業損失補償	※現場説明書による ・
㉓ 完成時の提出図書	⊙完成図（作成範囲⊙配置図⊙平面図⊙立面図⊙断面図⊙仕上表　・全て (1.7.2) ⊙完成図（ＣＡＤデータの提出　※する（CD-R）　・しない） ⊙保全に関する資料（提出部数　※２部　・　部） (1.7.3) ⊙施工図・施工計画書(施工図については、PDFデーターも提出する) (1.7.2) 提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は，発注者に移譲するものとする。
㉔ 完成写真	下記のものを監督職員に提出する。

位　置	分類・規格	撮影枚数	部　数	原版の大きさ(mm)
⊙各室	手札版（Ｌ版）	※２枚	※１部・　部	・100x125以上
⊙外部	キャビネ版	※４枚⊙30枚	※１部・　部	・24x 36以上
⊙外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※１枚・　枚	※１部・　部	・
・	スライド		※１部・　部	

カラー・電子データ化（CD-R）し，すべて提出すること。
撮影箇所は監督職員と協議する。
上記のほか，監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し，CD-Rにて提出すること。
画像形式等フォーマット：JPEG 画質：標準　画像サイズ：1024×768ピクセル程度
⊙航空写真 5枚見込むこと。

㉕ 騒音測定等　　工事期間中はデジタル式の（⊙騒音計⊙振動計）を設置し，これらを記録すること。
また記録した報告書として提出すること。なお，関連法令で定める数値を上回った場合は，作業を中止し，監督職員に速やかに報告すること。

測定点　※敷地境界（　3）か所：詳細な位置は監督職員と協議による
・図示　・その他（　　）

項　目	特　記　事　項
㉖ 別途設備工事との取合い	施工範囲 ⊙貫通孔，開口部の補強 ※下表　⊙図示 ⊙壁，天井の仕上材，下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表　⊙図示 ⊙駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ ⊙自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・

補　強　種　別		内　容
貫通口開口部の補強	梁	
	壁	
	スラブ	
天井切込み及び補強		
壁切込み及び補強		

施工図
設備機器の位置，取合い等の検討できる施工図を提出して，監督職員の承諾を受ける。

㉗ 不当要求等への対応　　暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下この文において「不当介入」という。）の排除については次による。
a)受注者は，暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは，その旨を直ちに監督職員に報告し，所轄の警察署に届出なければならない。
b)受注者は，不当介入による被害を受けたときは，その旨を直ちに監督職員に報告し，所轄の警察署に届出なければならない。
c)受注者は，監督職員及び所轄警察署と協力して，不当介入の排除処理を講じなければならない。
d)受注者が，不当介入の報告を怠った場合は，「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき，指名停止措置を行うものとする。

1節　一般事項

項　目	特　記　事　項
㉘ 1.1.3 付加 官公署その他への届出手続等	a.建築基準法87条の2による昇降機設備の計画通知手続きは、昇降機設備工事専門工事業者が発注者の代理者として行う。ただし、計画通知書において「代表となる設計者」及び「その他の設計者」は、次による。 代表となる設計者　昇降機設備工事専門工事業者（「作成した設計図書」は、昇降機設備にかかわる設計図書） その他の設計者　株式会社日建設計（「作成した設計図書」は、建築物にかかわる設計図書）
㉙ 1.1.6 付加 設計図書等の取扱い	a.設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。 b.受注者は、設計図書等に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や必要なものを供給下地等を考慮のうえ、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成にする。
㉚ 1.1.7 付加 別契約の関連工事	a.別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて便宜を供与する。これらに要する費用の負担は、当該関連工事の受注者と協議する。 1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理 2)足場・運搬設備・揚重設備・工事用電力・工事用給排水等の利用 3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け 4)関連工事用の機器・材料の取込みに必要な搬入口・通路等の設置・確保 b.施工図・施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い・納まり等について必要な記載を行う。
㉛ 1.1.16 追補 書類の電子情報化等	a.監督職員に提出する書類(図面を除く)のうち、監督職員の指示するものは、監督職員と協議のうえ指定のコンピュータソフトにより作成し、CD-R、DVD-R等の電子的媒体による文書データを添えて提出する。
㉜ 1.1.17 追補 建物経年調査	a.工事目的物を発注者へ引き渡したのち、工事請負契約書に定める瑕疵担保の期間内に、監理者の指示に基づき工事全般について瑕疵及び損耗に関する調査を行う。なお、調査の回数及び時期は、特仕他章の記載によるほか、次による。 ※1年目・2年目および10年目の3回行う ・次の時期に行う（全　回） （　）年目（対象部位：　） （　）年目（対象部位：　） （　）年目（対象部位：　）
㉝ 1.1.18 追補 外壁防水の瑕疵担保期間	a.土に接する部分を除く外壁の防水に対する瑕疵担保期間は、10年間とし、期間内に瑕疵による漏水があった場合は無償で補修を行う。外壁には、鉄筋コンクリート造外壁、ALC・押出成形セメント板ほか各種鉄骨造に用いる外壁全般のほか、建具及び外壁との取合い部、カーテンウォール、笠木、エキスパンションジョイント、シーリング材(ワーキングジョイントを含む)等を含む。

2節　工事関係図書

項　目	特　記　事　項
㉞ 1.2.3 付加 施工図等	a.施工図等の作成に先立ち、総合図を作成し、監督職員に提出する。 □総合図作成要領 1. 総合図作成の手順は、次による。 (1)建築工事受注者等は、総合図の元図となる各室の平面図及び監督職員の指示する室の天井伏図・展開図を作成する。 平面図・天井伏図・展開図には、設計図書に基づき次項の表に例示する部品・器具の類を記入する。縮尺は、原則として1/50とし、記入要領については、監督職員と協議する。特に監督職員が指示するものについては、縮尺1/20等で作図する。

着工	平成 28年 6月 25日		
竣工	令和 元年 11月 30日		
監理		監理　日建・上田特定監理業務等共同企業体	
施工		施工　大成・大旺新洋特定建設工事共同企業体	

完成図　意-05

日建・上田特定設計委託業務共同企業体

高知市都市建設部公共建築課					
担当	担当	係長	課長補佐	副参事	課長

高知市新庁舎建設工事

特記仕様書 (1)

意　1 － 3

NO. 0－140004－B